



# 熊本県公報

第11812号  
平成21年6月5日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援総室) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( // ) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( // ) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… ( // ) 3
- 平成21年度熊本県老人福祉施設整備計画等事前協議実施要  
項の一部を改正する要項…………… (高齢者支援総室) 3
- 平成21年度熊本県老人福祉施設整備計画等(特定施設入居者  
生活介護)事前協議実施要項…………… ( // ) 4

**公 告**

- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (商工政策課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの  
意見…………… ( // ) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( // ) 7
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( // ) 7
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村計画・技術管理課) 7
- 道路の位置指定の公告…………… (建築課) 7
- 「平成21年度くまもとの木育体験事業」企画、運営、広報等  
に係る委託業務…………… (林業振興課) 7

**登 載 依 頼**

- 熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機  
器の借入れに関する一般競争入札の実施…………… (教育政策課) 8

## 告 示

**熊本県告示第539号**  
介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成21年6月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーションひなた 宇城市不知火町長崎2143番地	株式会社坂本建設	平成21年6月1日

**熊本県告示第540号**  
介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9の規定により公示する。  
平成21年6月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問介護ステーションひなた 宇城市不知火町長崎2143番地	株式会社坂本建設	平成21年6月1日

**熊本県告示第541号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成21年6月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション福進 宇城市松橋町松山3567番地	株式会社福進	平成21年6月1日

**熊本県告示第542号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9の規定により公示する。  
平成21年6月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション福進 宇城市松橋町松山3567番地	株式会社福進	平成21年6月1日

**熊本県告示第543号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成21年6月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問入浴介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
アースサポート株式会社熊本在宅 サービスセンター 熊本市白山二丁目1番1号	アースサポート株式会社	平成21年6月1日

**熊本県告示第544号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9の規定により公示する。  
平成21年6月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問入浴介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
アースサポート株式会社熊本在宅 サービスセンター 熊本市白山二丁目1番1号	アースサポート株式会社	平成21年6月1日

**熊本県告示第545号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成21年6月5日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年6月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	高森波野線	阿蘇郡高森町大字尾下字落川 2461番5地先から 同所	前	5.0	48.8	廃道
		2450番1地先まで		10.0		

			～	75.0	
			40.0		
		後	10.0	75.0	
			～		
		阿蘇郡高森町大字河原字耳津迫 1 1 2 3 番 1 地先から 同所 1 1 2 7 番 2 地先まで	前	6.5	156.6
				～	
後	13.0		149.3		
	～				
後	18.8	149.3			
	～				
			55.0		

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 6 月 5 日

**熊本県告示第 5 4 6 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 1 年 6 月 5 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 6 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	坂瀬川御領線	天草市五和町城河原一丁目字 稗木場 3 5 2 8 番 1 地先から 同所 3 0 3 8 番 1 地先まで	前	9.6 ～ 39.0	90.0	単橋改 (橋り よう架 け替え に伴う 仮設歩 道設置)
		天草市五和町城河原一丁目字 稗木場 3 5 2 8 番 1 地先から 同所 3 0 3 8 番 1 地先まで	後	9.6 ～ 39.0	90.0	
		天草市五和町城河原一丁目字 稗木場 3 5 2 8 番 1 地先から 同所 3 5 2 4 番地先まで		2.5 ～ 19.3	81.0	
一般県道	大宮地宮地岳線	天草市新和町大宮地 3 7 8 8 番 1 1 地先から 同町碓石 2 7 9 3 番 3 地先まで	前	5.7 ～ 22.7	330.0	単防災 (自) (法面 保護工 及び路 面拡幅)
			後	16.4 ～ 34.1	330.0	

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 6 月 5 日

**熊本県告示第 5 4 6 号の 2**

平成 2 1 年度熊本県老人福祉施設整備計画等事前協議実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 2 1 年 6 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成 2 1 年度熊本県老人福祉施設整備計画等事前協議実施要項の一部を改正する要項

平成 2 1 年度熊本県老人福祉施設整備計画等事前協議実施要項（平成 2 0 年熊本県告示第 7 7 3 号）の一部を次のように改正する。

題名中「計画等」の次に「（養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム）」を加える。  
 第 1 条の見出しを「（目的）」に改め、同条中「支援に関する計画」の次に「（以下「介護保険事業支援計画」という。）」を加え、「確保に関する計画」の次に「（以下「老人福祉計画」という。）」を加え、「老人福祉施設の円滑な整備等」を「養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの円滑な整備」に、「老人福祉施設等の整備等」を「養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の整備」に、「当該整備等に」を「当該施設の整備に」に、「当該整備等の事業計画の」を「、当該施設の整備について」に改める。

第 2 条の見出しを「（事前協議の対象）」に改め、同条中「事業計画」を「施設の整備」に、「事業」を「施設の整備」に、「別表」を「別表第 1 又は別表第 2」に、「熊本市内における計画及び地域密着型サービスに該当する計画は」を「介護保険事業支援計画及び老人福祉計画に規定する熊本高齢者福祉圏域における施設の整備並びに介護保険法第 8 条第 1 4 項の地域密着型サービスを行うための施設の整備を」に改める。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

（提出期限等）

第 3 条 前条の事前協議の対象とする施設の整備を実施しようとする者は、当該施設の整備に係る事前協議書を次の各号に掲げる施設の整備の区分に応じ、当該各号に定める期限までに、知事に提出しなければならない。

（1）別表第 1 に掲げる施設の整備 平成 2 0 年 1 0 月 6 日（月）午後 5 時

（2）別表第 2 に掲げる施設の整備 平成 2 1 年 7 月 1 7 日（金）午後 5 時 3 0 分

2 事前協議書の様式は、別に定める。

（審査及び採択）

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定により提出された事前協議書を健康福祉部所管の施設整備等審査会（以下「審査会」という。）の審査に付すものとする。

2 審査会は、前項の事前協議書を別途定める「平成 2 1 年度審査評点の配分表」を基に審査し、その結果を知事に報告するものとする。

3 知事は、前項の規定による報告に基づき、第 1 項の事前協議書に係る施設の整備を、次の各号に掲げる施設の整備の区分に応じ、当該各号に定める施設の整備として認定することの適否について決定するものとする。

（1）別表第 1 に掲げる施設の整備 予算の範囲内で平成 2 1 年度老人福祉施設等整備費補助金を交付する対象となる施設の整備（以下「補助対象施設整備」という。）

（2）別表第 2 に掲げる施設の整備 老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 1 6 条第 3 項の規定による認可（入所定員の増加に限る。）に係る施設の整備（以下「認可予定施設整備」という。）又は認可予定施設整備であり、かつ、補助対象施設整備である施設の整備

第 5 条中「平成 2 1 年度老人福祉施設整備計画等に係る事前協議の基本方針」による」を削る。

別表中「県の補助金を受けて行おうとするもの」を「県から平成 2 1 年度老人福祉施設等整備費補助金（以下「補助金」という。）を受けて行おうとする養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの増築又は改築」に改め、同表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2

施設種別	整備区分	事前協議書提出の対象
特別養護老人ホーム	定員増	介護保険事業支援計画及び老人福祉計画に規定する宇城高齢者福祉圏域において、県から老人福祉法第 1 6 条第 3 項の規定による認可を受けて行おうとする特別養護老人ホームの定員増（当該認可を受け、かつ、県から補助金を受けて行おうとする特別養護老人ホームの定員増を含む。）

備考 「定員増」とは、既存施設の現在の入所定員の増員を図るために整備すること

をいう。

附 則

この要項は、平成 2 1 年 6 月 5 日から施行する。

熊本県告示第 5 4 6 号の 3

平成 2 1 年度熊本県老人福祉施設整備計画等（特定施設入居者生活介護）事前協議実施要項を次のように定める。

平成 2 1 年 6 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成 2 1 年度熊本県老人福祉施設整備計画等（特定施設入居者生活介護）事前協議実施要項

（目的）

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 8 条第 1 項の規定に基づく介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「介護保険事業支援計画」

という。)において定める特定施設入居者生活介護のための施設の円滑な整備を推進するため、同法第 4 1 条第 1 項の規定による指定居宅サービス事業者としての指定(特定施設入居者生活介護に係るものに限る。以下「指定」という。)を受けようとする者に、当該指定に係る申請を行う前に、当該指定に係る者の有する施設において行おうとする特定施設入居者生活介護(以下「特定施設入居者生活介護」という。)について事前協議を求めるとし、これに関し必要な事項を定める。

(事前協議の対象)

第 2 条 事前協議の対象とする特定施設入居者生活介護は、介護保険事業支援計画に平成 2 1 年度分として計上された特定施設入居者生活介護であって、別表に掲げるものとする。

(提出期限等)

第 3 条 指定を受けようとする者は、前条の事前協議の対象とする特定施設入居者生活介護に係る事前協議書を平成 2 1 年 7 月 1 7 日(金)午後 5 時 3 0 分までに、知事に提出しなければならない。

2 介護保険事業支援計画に規定する熊本高齢者福祉圏域における前条の事前協議の対象とする特定施設入居者生活介護に係る指定を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、別途、熊本市が定めるところにより、熊本市と事前協議を行うものとする。

3 事前協議書の様式は、別に定める。

(審査及び採択)

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定により提出された事前協議書を健康福祉部所管の施設整備等審査会(以下「審査会」という。)の審査に付すものとする。

2 審査会は、前項の事前協議書を別途定める「平成 2 1 年度審査評点の配分表」を基に審査し、その結果を知事に報告するものとする。

3 知事は、前項の規定による報告に基づき、第 1 項の事前協議書に係る特定施設入居者生活介護を、指定に係る特定施設入居者生活介護として認定することの適否について決定するものとする。

4 知事は、熊本市からの推薦に基づき、前条第 2 項に規定する特定施設入居者生活介護を、指定に係る特定施設入居者生活介護として認定することの適否について決定するものとする。

(雑則)

第 5 条 この要項に定めるもののほか、事前協議に関して必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

1 この要項は、平成 2 1 年 6 月 5 日から施行する。

2 この要項は、平成 2 2 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

別表

特定施設入居者生活介護種別	施設種別	指定等区分	対象圏域
	介護専用型特定施設入居者生活介護		
混合型特定施設入居者生活介護	適合高齢者専用賃貸住宅	新規指定	介護保険事業支援計画に規定する球磨高齢者福祉圏域

公 告

熊本県公告第 2 9 5 号

大規模小売店舗立地法(平成 1 0 年法律第 9 1 号)第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 2 1 年 6 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ熊本近見店  
熊本市近見七丁目 2 2 8 3 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄	北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目 5 番 8 0 号

3 大規模小売店舗の新設をする日

- 平成22年1月20日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
5,092平方メートル
  - 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物西側及び北側 52台  
建物敷地西側 39台  
建物屋上 39台 計130台
    - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物北側 24台
    - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物東側 84平方メートル
    - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内南側 24立方メートル
  - 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時
    - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後9時30分まで
    - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
3箇所 建物敷地西側及び東側  
4箇所 建物敷地西側駐車場東側及び北西側 計 7箇所
    - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
  - 7 届出年月日  
平成21年5月19日
  - 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成21年6月5日から平成21年10月5日まで

**熊本県公告第296号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により平成21年1月13日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成21年6月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゆめタウンはません店  
熊本市田井島一丁目2番1号
- 2 熊本市の意見の概要  
交差点3の現況交通量（平日）で、ピーク7時台を採用しているが、営業時間外であり増床の影響はほとんどないはずなので、営業時間帯でのピーク時で計算すべきではないか。  
（理由）  
7時台は通勤時間帯であり、日中の動向とは異なる。増床による来店客の動向調査なので、営業時間帯で予測することが望ましいと思われるため。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成21年6月5日から平成21年7月5日まで

**熊本県公告第297号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年6月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字北沖野5800番295及び同5800番296  
1,999.38平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市高平二丁目14番53号  
株式会社川崎ハウジング

**熊本県公告第298号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年6月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町杉並台二丁目3190番157、同3190番158及び同3190番1108  
2, 278.88平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市高平二丁目14番53号  
株式会社川崎ハウジング

**熊本県公告第299号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年6月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字鯉字太郎丸1180番2及び水路の一部  
652.67平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡嘉島町大字鯉1177番地の4  
社会福祉法人光恩福祉会

**熊本県公告第300号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営中溝地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成21年6月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営中溝地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成21年6月8日から平成21年7月3日まで
- 3 縦覧場所  
湯前町役場

**熊本県公告第301号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成21年6月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大字引水591番地1
- 2 築造者の氏名 岡嶋和広
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字大津字合志ヶ水2501番14、同2501番15、同2501番17及び同2501番18
- 4 道路の幅員 6.01から6.03メートルまで
- 5 道路の延長 54.72メートル
- 6 指定年月日 平成21年5月25日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第27号

**熊本県公告第302号**

コンペ方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成21年6月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 業務概要  
(1) 業務名  
「平成21年度くまもとの木育体験事業」企画、運営、広報等に係る委託業務  
(2) 業務内容  
ア 平成21年度くまもとの木育体験（以下「本事業」という。）のプログラム等の

- 企画及び運営に関すること。
- イ 集客のための広報及びPR（広報PRの手法、時期等）に関すること。
- ウ 本事業に係る会場借り上げ、施設管理者との打合せを含む会場の準備、設営及び撤去に関すること。
- エ イベントタイトルの提案並びにチラシ及び看板類のデザイン及び制作に関すること。
- 2 委託期間  
委託契約書に定める日から平成21年8月17日まで
- 3 応募資格  
県又は県関係団体が主催する催事に係る企画運營業務の受託の実績がある法人等であつて、次の要件をすべて満たすもの。  
(1) 今回の業務を受託するに十分な組織体制を有していること。  
(2) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団の構成員の統制の下にないこと。
- 4 募集期間  
平成21年6月5日（金）から平成21年6月18日（木）まで
- 5 その他  
詳細については、別途提示する「平成21年度くまもとの木育体験事業」業務委託先募集要領による。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県農林水産部林業振興課県産材利用推進班（096-333-2448）

登載依頼

**熊本県教育委員会公告第7号**

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成21年6月5日

熊本県教育長 山 本 隆 生

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入物品及び数量
    - ア 教育用コンピュータ 488セット
    - イ サーバ 1セット
    - ウ その他周辺機器及びソフトウェア
  - (2) 借入物品の規格、品質等  
入札仕様書及び要求仕様書による。
  - (3) 借入期間  
平成21年9月1日から平成26年8月31日まで
  - (4) 納入期限  
平成21年8月28日（金）
  - (5) 納入場所  
要求仕様書による。
  - (6) 入札金額  
入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。  
なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
  - (7) 最低制限価格の設定  
本競争入札には、最低制限価格は設けていない。
  - (8) その他
    - ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。
    - イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル（取扱業種OA機器類）」に登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
    - ア 審査申請の受付期間  
公告の日から平成21年7月3日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分



- から午後5時までに提出すること。  
ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課 資格審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
- ウ 申請の方法  
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。  
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
- エ 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 要求仕様書の内容を満たしていること。
- 3 入札参加のための確認申請  
本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)～(5)に示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。  
なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出方法及び提出場所
- ア 電子入札システムによる入札参加の場合  
申請書等を電子入札システムにより提出すること。  
なお、確認資料の容量が1MBを超える場合には、4の(1)に示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- イ 書面による入札（以下「紙入札方式」という。）参加の場合  
申請書等を4の(1)に示す場所に持参又は郵送すること。  
なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
- (2) 提出期間  
公告の日から平成21年7月10日（金）午後5時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。
- (3) 確認結果の通知  
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所  
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館7階）  
郵便番号 862-8609 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2674 ファックス番号 096-384-1509
- (2) 入札仕様書等
- ア 閲覧（交付）の期間  
公告の日から平成21年7月9日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- イ 閲覧（交付）の場所  
電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報）にて閲覧又は4の(1)に記載する場所で交付する。
- (3) 入札説明会
- ア 日時 平成21年6月24日（水）午後2時から  
イ 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館8階第802会議室
- (4) 入札の日時及び場所
- ア 電子入札システムによる入札  
3の(3)記載の確認結果の通知を受けた日時から、平成21年7月15日（水）午後5時までに入札すること。
- イ 紙入札方式による入札  
(ア) 日時 平成21年7月16日（木）午前9時30分  
(イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館7階）

- (5) 開札の日時及び場所  
4の(4)のイに同じ。
- (6) 再度の入札  
開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。  
再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた日時から、平成21年7月16日(木)午前10時30分までに電子入札システムにより入札すること。
- 5 入札方法等
- (1) 入札方法
- ア 電子入札システムによる入札の場合  
4の(4)のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。  
ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に示す場所に提出し、県(契約担当者)から承認を受けた場合は、イの紙入札方式によるものとする。
- イ 紙入札方式により持参する場合  
別に定める別紙様式3の「入札書」により作成し、4の(4)のイの日時及び場所に持参し、提出すること。  
ただし、代理人をして入札するときは、別に定める別紙様式2の「委任状」を入札書と同時に提出すること。  
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成21年7月15日(水)までに4の(1)に記載する場所に必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。  
(ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。  
(イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。
- (2) 開札の方法  
開札は、電子入札システムにおいて行う。  
ただし、紙入札方式において入札した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせてこれを行う。
- (3) 入札の回数  
入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。  
なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみなす。
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。  
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (5) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札  
エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札  
オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札  
キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札  
ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札  
ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札  
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ 明らかに連合によると認められる入札  
シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (8) その他  
入札仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運用基準の規定を準用する。

6 契約の締結

(1) 契約書作成の要否  
要

(2) 契約の締結期限  
落札者決定の日から14日以内とする。

(3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金  
免除する。

(2) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とす履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

8 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。

(2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。

(3) 本競争入札は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

9 Summary

(1) Name and quantity of commodity

Asset of personal computers for education

488 personal computers  
1 servers

peripheral equipments and softwares

(2) Deadline to supply commodity

August 28th 2009

(3) Place to supply commodity

Shown in the bid explanation form

(4) Date and place to submit bidding proposal

July 16th 2009 9:30 am

Educational Policy Division,

7th floor, New building Prefectural Office

of Kumamoto

(5) Deadline to submit bidding proposal

by mail

July 15th 2009

(6) Language and currency to be used for bidding

Japanese language and currency only

(7) Name of the department in charge of

this bidding contract

Educational Policy Division

Board of Education Prefectural Office

of Kumamoto

6-18-1 Suizenji, Kumamoto City, Kumamoto

to Prefecture, 862-8609 Japan

Phone: 096-333-2674